

若狭ネット

第144号 2013年 7月28日

発行：若狭連帯行動ネットワーク

代表連絡先 ●福井：〒915-0035 越前市

入谷町13-20 山崎方 TEL0778-27-8621 ●大阪：〒583-0007 藤井寺市林5-8-20-401 久保方

TEL072-939-5660 ホームページ <http://wakasa-net.sakura.ne.jp/www/> E-mail: wakasa@gaea.ocn.ne.jp

私たちは忘れません！ フクシマ事故から2年5ヶ月経っても、
事故は収束していません！ ヒバク、汚染水・・・深刻な状態！

それでも、電力会社は、原発の再稼働をめざそうと・・・。
自民党のある役員は「フクシマで一人も死んでいない」と発言、
「とんでもない！」と言うのも疲れます。

日本社会にいま必要不可欠なことは、
原発の再稼働ではなく
脱原発へ力強く前進する道です

これからの

社会に必要なことは
原発の
再稼働ではありません

脱原発へ
力強く
前進する道です



フクシマの現実を知る多くの人々は、
原発の再稼働など願っていません

福島県の佐藤雄平知事

「住民や地域の安全・安心が最優先」だとして福島県内の全原発の廃炉を求め、福島県外については、「福島の実情を見て、それぞれの立地地域で判断していただきたい。15万人が避難を余儀なくされている事実や頻繁に起こっている(原発内での)トラブルをしっかりと見極めて考えていただきたい。」(7月12日の定例記者会見)

伊澤史朗双葉町長

「本当の意味で、被災した人たちが平穏な生活に戻れる状況でなければ、本来は再稼働の議論をするのはおかしいのではないかと思います。また、再稼働の安全問題について、実際に被害に遭った者としては、安全に対して厳しい目を向けるのは当然です。どうしてこれだけの事態になったのか。しっかりと検証をして、二度と起こらないような安全管理の対策を整えた上で再稼働するという話もなされないまま、なし崩し的に、ただ単に経済的な根拠で再稼働が必要だと言われれば、わたしたちは納得がいきません。」(ENERGY for the FUTURE 37巻3号, pp.36-39, 2013.7.1発行)

ふるさと双葉町の人々

「一時帰宅で戻られるたびに荒廃する町の姿、野生のイノシシ、野生化した牛が徘徊、家の破損状態がどんどんひどくなる」「もう2年も放置していますから、草が生い茂って道がふさがれており、現実には墓地に入れず、場所によっては、高線量地域でお墓参りもできないところもある」

原発がなくても電力は余っています。電気料金値上げは巨額の原発維持費をまかなうため！

原子力規制基準が7月8日に施行されました。

さっそく、関西電力など4電力会社が12原発を再稼働させようと、原子力規制委員会に原子炉設置変更許可申請等を提出しました。

その主な内容を検討してみましょう。大爆発が起らないようにガスを外部に逃すガス抜きベントや、中央制御室が働かない場合の第2制御室の設置、免震重要棟の新設などです。そして、30km圏内の避難対策・訓練がなされているかどうかについて判断するというものです。

これで安全が確保できるのでしょうか。「そうだ、そうだ！安全になった！？」といえるのでしょうか？

国や電力会社の本音は「原発を再稼働すれば、フクシマのような炉心溶融事故が日本で再び起こる可能性がある。住民や国民にそれを受け入れさせ、その巨額の対策費も負担させよう。」と言うものです。

わかりやすく言うと、炉心溶融事故を未然に防ぐことができないけれど、事故の被害をできるだけ低く抑えるための「対策」でしかないのです。本当におかしな話です。

大事故を未然に防ぐ安全対策は、残念ながら従来の安全審査とほとんど変わらないのです。これで「再稼働しても安心だ」とはとても言えません。

じゃー なぜ？、電力会社は再稼働を急いでいるのでしょうか。

電力の供給問題ではありません。原発が動かなくても電力は安定的に供給できています。昨年夏も、大飯3、4号が動かなくても電力は足りていたのです。

原発の再稼働を急ぐのは、電力会社の利益のためにあるのです、もし止めれば、会社が大損をするからです。原発に頼る会社の経営が間違っていたのがばれてしまい、投資し続ける原発の費用を回収できなくなるからです。だから、国民の過半数が原発再稼働に反対しているのに、何だかんだと理屈をつけて再稼働させようとしているのです。

これまで「原発重大事故は絶対に起こらない」と主張していた国や電力会社は、フクシマ事故が起こると手のひらを返したように、「重大事故の危険はありま

す。日本の経済発展のため重大事故のリスクを受け入れ、原発再稼働も原発輸出も認めてください。」と、開き直っているのです。

福島第一原発で現に重大事故が起こり、今も深刻なヒバクを住民や事故処理作業者に強い、放射能汚染水が徐々に海へ流出している最中、何もなかったかのように「原発再稼働」に走る。再稼働すれば当然出てくる使用済核燃料をどうするかも決まらないまま、これまで通りに問題を先送りにして再稼働を企てる。こんなことを許しては私たちに明日は来ないでしょう。今一度、福島 of 厳しい現実を直視し、原発の再稼働に反対し、脱原発への道を着実に歩んでいかなければなりません。

フクシマは、ますます深刻です

フクシマ事故は、2年5ヶ月経っても収束していません。汚染水の問題、労働者被曝問題、生活圏の除染問題など新たな問題が次々と拡がり、被害が深刻化・複雑化しています。15万人が未だに避難生活を余儀なくされています。また、数百万人の人々が、本来なら放射線作業員以外立入禁止の「放射線管理区域」に相当する放射能汚染地域での暮らしを強いられています。

放射能汚染水が海洋流出・・・

福島第一原発1、2、3号では、事故時に炉心から融け落ちた燃料塊が高熱を発生し続けており、これを冷やし続けています。

もし、冷やし損なえば、セシウムなど放射能が蒸発して大気へ放出されるおそれがあります。燃料塊を冷やした水はセシウムなど除いた後、タンクに貯蔵されており、毎年15万トンが増え続けています。これ以外



汚染水の海洋流出を防ぐ作業(東電提供)

に事故時に建屋やトレンチ内に溜まった高濃度汚染水が約11万トンもあります。その一部が地下水へ漏れ出し、高濃度汚染水が原子力施設と海の間にある井戸で検出されています。

東電は7月24日、海洋流出を否定し続けた姿勢を一転させ、流出を認めました。

漁業者からは「東電は不誠実で信用できない」と批判や怒りが噴き出ています。福島県いわき市漁協組合長は「汚染水の海洋流出は操業の壁になる。今の状態なら99%（漁業の試験操業を）やらない方がいい」と述べ、県漁連会長は「これまでの説明と違い、ショックだ。原発事故収束宣言の撤回を国に要請するかどうかを検討する」と怒りをあらわにしています。

国や電力は、総力を挙げて海に出さないため、厳重に管理しなければなりません。しかし、「くさいものにふた」の姿勢では、結局は海へ漏らし続けていくことになるのではないのでしょうか。

それでも、東電をはじめ電力会社（沖縄電力を除く）は自らの原発を再稼働させようとしているのです。

深刻な労働者被曝が続く……

事故処理作業では、高線量ヒバクや大量ヒバクが避けられません。事故発生から2年間に2万7千人が事故処理にあたり、総被曝量は341人Svにのぼります。約10人Svに1人の割合でガン・白血病死が増えますので、今後30名以上が2年間の事故処理作業のためにガン・白血病死する可能性があるのです。

ひとたび原発重大事故が起これば、放射能雲による大量ヒバクと汚染地での生活に伴う日常的ヒバクに加えて、熔融燃料塊の処理や放射能汚染水との悪戦苦闘を何十年も強いられるのです。

原発再稼働を主張する人々は、このフクシマの厳しい現実を直視すべきです。



新しい原子力規制基準はできたが……

原子力規制委員会は7月8日、新しい規制基準を施行しましたが、事故の未然防止・拡大防止・災害防止という「多重防護システム」は基本的に今までと変わりません。フクシマ事故で役立たなかった多重防護システムを抜本的に変えるのではなく、活断層評価以外はほとんどそのままにして、「シビアアクシデント対策」と「原子力災害対策」を新たに追加しています。それは「原発重大事故を絶対起こさない」とは約束できない、「第二、第三のフクシマ事故が起こるリスクは避けられない」と公然と主張するものにほかなりません。あるうことか「重大事故の危険と被害をお互いに共有しあいましょう」と、私たちにそのリスクを受け入れるように迫るものなのです。「重大事故のリスクは受け入れられない！ 原発を動かさなければシビアアクシデント対策も原子力防災対策もいらない！ 再稼働反対！」の声を上げていきましょう。



2013年3月23日原発のない福島を！県民大集会の会場で見た「除染作業後の積み上げられた袋の山」

原発維持のための電気料金値上げ反対！ 直下に活断層のある敦賀2号を廃炉に！

5月1日から関電の電気料金は、引き上げられましたが、その値上げ分には、原発を維持させるための次のような巨額の費用が入り込んでいます。

- ・ 原電の敦賀1・2号や北陸電の志賀2号存続のため、466億円/年の「受電なき電力購入費」
 - ・ 関電の原発9基を延命させるため、巨額の維持費・改修費（約3千億円）
 - ・ 東京電力や電力会社が支払うべきフクシマ事故賠償金の肩代わり（一般負担金316億円/年）等々。
- 私たちは、「電気料金値上げ申請に関する関西電力への要望と公開質問書」を42団体、1個人で共同

提出し、2月8日交渉(35名)、3月1日再交渉(30名)、4月22日再々交渉(37名)、さらに、4月26日チェルノブイリ事故27年に際しての申し入れ行動(20名)と追及をし続けました。電気料金は値上げされましたが、明らかになった問題点は何も解決しておらず、ますます矛盾が顕在化し、対立が激化してきています。

7月23日の関電交渉はその流れにあります。敦賀2号直下の活断層で廃炉問題が急浮上したため、私たちは関電に敦賀2号廃炉を勧告するよう迫りました。ところが、「日本原電とは『発電された電気を買う』契約をしており、これが共同開発に『近い』ということです。たとえ電力を供給できないからと言って関係性を断つものではない」と回答しました。私たちは「受電なき電力購入費や廃炉積立金不足額を私たちの電気料金に組み込み、負担させるのは納得できない」と、厳しく問いました。ところが、「敦賀2号廃炉に伴う大量の放射性廃棄物や使用済核燃料については誰が責任をもつのか?」という質問に対しては「それは日本原電の問題であって関電としては関知しない」と無責任を決め込んでいました。

原発廃炉の時代を迎えていますが、廃炉に伴う放射性廃棄物や使用済核燃料という大きな負担をどこがどのように担うのか、いまだに見通しすら立っていないというのが実情です。

これらも含めて、今後も関電行動を継続していきたいと思います。

敦賀2号の直下に活断層！廃炉に！

7月25日、福井県知事に申し入れを行いました。日本原子力発電の敦賀2号直下の破砕帯を活断層だと原子力規制委員会が判断したのを受け、原子力発電に反対する福井県民会議、若狭連帯行動ネットワーク、サヨナラ原発福井ネットワークの3者でおこなっていました。

私たちは、「敦賀2号炉の直下に活断層があれば運転は認められないということですよ」と念を押すと、「新しく建てる場合には活断層の露頭を避けてつくればいいが、今あるものについては直下に露頭があるからダメというのは極端で、もっと工学的議論があってしかるべきだ。」と適用除外を求める始末でした。

また、私たちは「使用済核燃料を県外へと要求しているが、その行き先がはっきりしない限り、原発の運転を認めないと言うのが県としての筋ではありませんか。」と追及しましたが、関電に中間貯蔵施設を県外につくるよう求めていると言うだけでした。

引き続き、敦賀市への申し入れ、日本原電との交渉を計画しています。

関電も日本原電も、フクシマ事故の教訓から何ら学ぼうとしない姿勢にあきれるばかりです。自らの存続を維持しようと必死です。フクシマの現状を直視し、脱原発は正しい道との確信を持って粘り強く闘いましょう。

「新本紹介」 詩集 - **わが涙 滂 滂** - 原発にふるさとを追われて - 「小島力」著

(わが なみだ ぼう ぼう)

定価 1400円 + 税

西田書店 TEL 03 - 3261 - 4509

「望郷」の一節 (抜粋)

だからこそ帰りたい
帰れないふるさとへ
帰れなくとも 帰りたい
目に見えぬ穢れに侵された土地でも
我が家と田畑が そこにあるかぎり
帰りたい いつか必ず帰ると
決意いするしかないのだ

草 茫 々 (石川 逸子/詩人)

詩編にみなぎる東電への沈潜した怒り

何もかも 亡々 (鎌田 慧/ルポライター)

再稼働を企む政官財はこの声を聞け！

悔し涙 滂々 (邑上守正/武蔵野市長)

30年前の作品群に込められた予言と警告

直下に活断層があっても即廃炉ではなく工学的判断を！？

日本原子力発電の敦賀2号直下の破碎帯を活断層だと原子力規制委員会が判断したのを受け、原子力発電に反対する福井県民会議、若狭連帯行動ネットワーク、サヨナラ原発福井ネットワークの3者で7月25日、福井県知事に申し入れを行いました。

この問題を巡っては、福井県や敦賀市の首長や議会関係者らが一斉に原子力規制委員会の「活断層判断」に異論を唱え、エネルギー政策など総合的観点からの「判断」を求め、政府に原子力規制委員会への介入さえ求める始末でした。フクシマ事故を顧みない余りにも露骨な原子力ムラの巻き返しに反撃するため、3者で福井県知事に申し入れたのです。

私たちは代表8名で臨み、福井県側は安全環境部の岩永幹夫企画幹と野路参事が出席し、主に岩永企画幹が回答しました。

岩永企画幹は当初、「我々は委員会の判断に異論があるということではなく、事業者と規制委員会が十分な時間をかけて徹底的に議論していないのではないかということを申し上げている。」「結論をこっち側に、あっち側にというわけではない。」とごまかしていました。そこで、私たちは、「敦賀2号炉の直下に活断層があれば認められないということですよ」と念を押すと、「新しく建てる場合には露頭を避けてつくればいいが、今あるものについては直下に露頭があるからダメというのは極端で、もっと工学的議論（みなさん分かりますか）があってしかるべきだ。」と適用除外を求める始末でした。私たちは「露頭の上に原発があると地震動だけでなく地盤のずれや変形が問題になるから工学的に安全性を評価できるような対象ではない。そういう工学的判断から露頭の上に原発があってはならないという基準になっている。」「県の姿勢は県民の安全を守る立場ではないのか。」と追及しましたが、見解を変えませんでした。

使用済核燃料については、「発電所があるということで原子力発電は引き受けているが、使用済核燃料を県内に長く留めておくことを認めているわけではない。使用済核燃料が県内にあるということは将

来にわたってもいろいろな問題がある。」とすっかり認めました。そこで、「どういう問題か」と問いただしたところ、「県外に搬出して再処理するというのが基本であり、問題があるわけではない。原発では使用済核燃料を一時的に貯蔵しておく設備なので、中間貯蔵するのなら別のところでやるべきだ。」とごまかしました。私たちは「使用済核燃料をどうするか、その行き先がはっきりしない限り、原発の運転を認めないと言うのが筋だ。」と追及すると、「立地県としては原発があるのでその安全を考えている。使用済核燃料を再処理するかどうかは国策として議論すべき」と逃げました。無責任な再稼働を認めることはできません。

2013年7月25日

福井県知事 西川一誠 様

敦賀2号原子炉直下の破碎帯評価等に関する申し入れ

原子力発電に反対する福井県民会議

若狭連帯行動ネットワーク

サヨナラ原発福井ネットワーク

原子力規制委員会は5月22日、「敦賀2号炉原子炉建屋直下を通るD-1破碎帯は、後期更新世以降の活動が否定できないものであり、耐震指針における『耐震設計上考慮する活断層』である」との有識者会合報告書を了承しました。その根拠は、D-1トレンチ内で新たに発見された「K断層は後期更新世以降の活動が否定できず、耐震指針における『耐震設計上考慮する活断層』であり、D-1破碎帯と一連の構造である可能性が高い」というものです。この判断は、日本原子力発電からのデータを含め、これまでに得られた客観的なデータに基づくものであり、多くの学会から推薦された有識者による判断を了承したものであり、妥当だと私たちは考えます。原子力規制委員会は、この判断を覆すような客観的なデータを日本原子力発電が提示してきたときには再検討する余地を残しており、この点でも議論の進め方は妥当だと考えます。

ところが、貴職は、この判断に異を唱え、6月10日には菅官房長官と面会し、「事業者が6月末まで調査を継続するとしている中、なぜ結論を急ぐのか理由が不明」と前置きした上で日本政府への要請書を提出し、「原発の活断層調査・評価は政府自らが前面に立ち、広く国民の理解と納得が得られる公平公正な結論を導き出すこと」、「規制委の活動が独善、孤立に陥らないよう、委員会の組織の健全性や信頼性を評価し改善を勧告できる『評価機関』を新設すること」、「敦賀2号機の使用済み燃料を県外に撤去すること」を求め、「国民の理解が得られる結論

を導き出すためには、過去に安全審査にかかわった専門家や、内閣府の南海トラフ地震研究の専門家などの幅広い知見を結集することが必要だ」と話したと報じられています(6月11日付福井新聞)。

しかし、私たちは知っています。

日本原子力発電は、2004年3月に敦賀3・4号増設を申請した際、浦底断層を活断層とは見なしていませんでした。耐震設計審査指針が2006年9月に改定され、耐震バックチェックを指示されたため、2008年3月の報告書でやっと浦底断層が「最新の活動時期が4000年前以降の活断層」だと認めたのです。このときなお敷地内破砕帯は「後期更新世以降の活動がない」と主張していました。これについても、2010年9月の原子力安全・保安院審議会で「浦底断層が至近距離にあるため、変位等についてさらに検討が必要」と指摘され、東日本大震災発生後の2011年11月には原子力安全・保安院から破砕帯の活動性評価を指示されていたのです。2012年4月の審議会でも「現時点では敷地内破砕帯が活断層である可能性を否定できない」と指摘されていたにもかかわらず、それを否定するデータを1年以上も提示できないできたのです。ところが、有識者会合がまともに入るとみるや、日本原子力発電は5月になって急に「敷地内破砕帯に関する今後の追加調査計画」を打ち出し、6月末に報告書を出すので、それを待って判断してほしいと引き延ばしにかかったのです。

私たちは、今日に至る経過をすべて知っています。貴職はどのような事実をもって、日本原子力発電には非がなく、原子力規制委員会や有識者会合に非があると仰るのでしょうか。また、貴職もご存じのように、原子力規制委員会は、これまでの反省から、原子力を推進する政府の圧力を排除するために三条委員会(上級機関からの指揮監督を受けず、独立して権限を行使することが保障されている合議制の機関)として成立した経緯があります。にもかかわらず、政府に原子力規制委員会への介入を要請するというのはいかなるものでしょうか。

私たちは、東日本大震災で福島第一原発重大事故が起きたことを真摯に受け止めています。

福井県で原発重大事故が起これば、嶺南地域が居住不能になるばかりか、近隣府県・市町村も放射能災害に見舞われます。琵琶湖が汚染されれば、関西一円が飲料水を失い、数百万人以上が生活の場を失います。原発の再稼働に際しては、これまでとは異なる判断基準が不可欠です。立地市町村や福井県の経済的利害を優先させるようなことがあってはならないと、私たちは考えます。福島県は福島第一原発重大事故を真摯に受け止め、「県内全原発の廃炉」を求め、新生プランを実行しつつあります。私たちは、原発立地県として、福島県の経験に学び、それに寄り添いながら、共に手を携えて、これからの「原子力政策のあり方」について考えるべきだと考えます。

敦賀2号にとどまらず、県内には運転開始から40年を超える原発がすでに2基、5年以内に5基へ増えます。原発をこれ以上増やすことはもはや許されませんし、県内の

すべての原発が廃炉になる日もそう遠くないことでしょう。であればこそ、それを見越して、「原発なき福井県のあり方」を県民を挙げて検討し、近隣府県・市町村・市民とも協力しあっていくことが求められているのではないのでしょうか。それには、関西都市部と福井県の間でいたずらに対立関係をあおるような主張は控えるべきだと私たちは考えます。

使用済核燃料や再処理工場から出る高レベルガラス固化体だけでなく、運転時は元より廃炉に伴って発生する膨大な量の放射性廃棄物の貯蔵保管問題は、福井県だけでは解決できませんし、互いに押しつけあうことでは解決できません。日本学術会議が2012年9月の提言で述べているように、日本国内には高レベル放射性廃棄物を万年単位で安定して処分できる地層など存在しない可能性が高いのです。「原発の運転は容認しても、使用済核燃料の貯蔵まで認めたわけではない」とか、「運転しないのなら使用済核燃料を県外へ持ち出せ」とかの暴論は、「運転を容認しなければ使用済核燃料は生じなかったはずだ」と反論されれば、返す言葉もないでしょう。使用済核燃料の問題を本当に真剣に考えているのであれば、それを解決しないまま原発の運転再開を認めることなど論外だからです。貴職は自縄自縛に陥っているのではないのでしょうか。

敦賀2号直下の活断層問題を契機として、東日本大震災を踏まえ、原発廃炉時代の福井県を目前にして、以下のことを申し入れます。

一、敦賀2号原子炉建屋直下の破砕帯に関する原子力規制委員会の判断に異論があると仰るのであれば、その内容について科学的根拠とともに具体的に提示してください。原子力ムラがかつて行ってきた「安全規制への介入」、すなわち、敦賀2号を運転再開させるため原子力規制委員会に政治的圧力をかけるような行為は今後慎んで下さい。また、日本原子力発電が長期にわたって浦底断層を活断層ではないと主張し続けてきたこと、敷地内破砕帯に活断層の疑いがあると早くから指摘されながら調査をサボタージュしてきたことについて、貴職は問題なしと考えているのでしょうか。貴職の見解を示して下さい。

一、県内原発の廃炉を目前に控え、東日本大震災を教訓として、福島県に学び、その新生努力に寄り添い、廃炉後の福井県の再生プランを作成するための県民プロジェクトを立ち上げて下さい。福島第一原発重大事故のような炉心溶融事故が福井県で絶対に起こらないという保証がない限り、県内原発の運転再開を認めないで下さい。周辺自治体の声も聴き、尊重して下さい。事故が起これば、放射能災害は県内にとどまらず、県民プロジェクトも無に帰してしまうのですから。また、現状では行き場のない使用済核燃料の問題を国民的議論を通じて解決できない限り、運転再開を認めないで下さい。そうでなければ、使用済核燃料が福井県内に溢れることになりかねないのですから。

以上

7.23 関電交渉 廃炉から日本原電経営破綻へ 関電の責任を追及

7月23日午後4時から約1時間、関西電力本社において、敦賀2号廃炉問題と電気料金に関する公開質問書の回答を求めました。今回も30名を超える参加者で部屋はぎっしり埋まりました。共同提出団体も37団体を数え、日本原電の原発を維持するために私たちの電気料金がどうして値上げされるのか、廃炉積立金不足額等も電気料金に転嫁しようとしているのではないか、という疑問が改めて大きな関心になっています。関電側は広報の担当者3名が対応しました。

敦賀2号の直下の活断層問題では、「日本原子力発電の解釈には技術的に合理性があると考えております」と回答し、「活断層でない」と主張する原電を支持しました。原子力規制委員会の判断には動揺しながらも、「日本原電の報告書をきちんと受けとめて、科学的・技術的な見地から十分な議論を行った上で、改めて結論を出していただきたい」と平静を装っていました。敦賀2号を「共同開発」した関電として、敦賀2号の廃炉などさらさら考えていない、考えたくもないという答弁でした。

浦底断層を日本原電とともに調査しながら、活断層であることを2008年まで評価できなかった関電の責任については、「断層の評価は我々がやる。(浦底断層は)原電さんのもの、関電がしたのか知りません。そんなことを聞かれても困る。」と逃げました。関電から日本原電への出向社員がいることについては、「出向社員は日本原電のチームとして働いている。それと、関電が行っているかとは全然別の話」だと世間には通用しない言い訳を繰り返し、反省の色などみじんも感じられません。これでは誤りは繰り返されます。こんな会社や法人(日本原電、関電、日本原子力研究開発機構)が寄り集まって敦賀半島に活断層があるかないかを共同調査しているとなれば、はじめから結論ありきで、不信感はますます高まります。誰も信じないでしょう。

敦賀2号の共同開発者として関電には責任が生じますが、そこを突かれると、次のように開き直る有様

でした。

「将来にわたって、未来永劫にわたって、どこかで間違ったかもしれないことを判断をするならば、その判断はその時々においてどういう合理性を持っていようが、それぞれの合理性がどれほどの整合性を持っていようが、意味がないということを言っているわけですか。」

広報部には、本来、私たちにわかりやすく説明しなければならない使命があるはずです。その使命をかなぐり捨て、訳の分からないことを言い放つ不遜な態度であり、怒りが沸々とわいてきます。真摯な態度ではありません。

福島での事態を目にしてもなお能天気で居られる関電の精神が不可思議です。

関電の姿勢は無責任一色で、「何でそんな質問になるのかわからない」、「(質問の中身を)そこまでは読めていませんでした。」などの発言を連発しました。こんなひどい会社が原発の再稼働をめざすのです。開き直りを許さず、引き続き追及を強めねばなりません。

日本原電の原子力施設解体引当金総見積額不足分(2012年度末)237億円は損金処理し、電気料金への転嫁を避けるべきだとした質問項目については、「受電会社として応分の負担について考えていく必要があり、具体的には関係者間で協議して決定するものと考えております」と答えました。その中身については、「廃炉は仮定の話だ」としてはぐらかすだけでした。

3基廃炉にした場合の日本原電の982億円の債務超過については、「今後検討がなされるものと承知しております」、「発電から廃止措置の完了まで、円滑な事業運営ができるように、見直しの検討がなされることは望ましいと考えております」と、廃炉に伴う経済的負担が関電等から電力消費者や国民に転嫁されるのを心待ちにしているようでした。

「廃止措置」の中身を確認したところ、「当該の発電所が更地になるまで」と限定し、使用済核燃料や

高レベル廃棄物の処理・処分問題については、真剣に考えてもいない様子でした。その延長として、「日本原電の発電所で発生した使用済み核燃料の貯蔵・保管・処理・処分については、日本原電自身が責任をもって実施すべき事業であると考えております。」と人ごとのようです。関電は敦賀2号の「共同開発」者として原発維持費や廃炉費は「応分の負担」をするが、負の遺産である使用済み核燃料等については関知しないというのです。

今後もフクシマ事故被災者への損害賠償・除染費や原発の維持管理費・廃炉積立金不足額の電気料金への転嫁問題が続きます。原発延命のための電気料金値上げを認めることはできません。引き続き、この問題を暴露・批判し、原発再稼働反対運動に繋ぎ、脱原発運動を拡大させましょう。

2013年6月21日

関西電力株式会社代表取締役社長
八木 誠 様

敦賀2号廃炉問題と電気料金に関する公開質問書

共同提出(7月23日現在、37団体)：

平和と民主主義をめざす全国交歓会(ZENKO)、
原発ゼロ上牧行動、ひこばば、福島の子もたちを
放射能から守ろう・関西、脱原発で生きたい女たちの
会・豊中、吹夢キャンプ実行委員会、STOP原子力
関電包囲行動、風をおこす女の会、原発の危険
性を考える宝塚の会、子どもたちを放射能から守る大
阪ネットワーク、京都原発研究会、現代を問う会、
さよならウラン連絡会、安全食品連絡会、ノーニュー
クス・アジアフォーラム・ジャパン、チェルノブイリ・ヒバ
クシャ救援関西、奈良脱原発ネットワーク、地球救
出アクション97、大阪此花発！STOPがれき近畿ネッ
トワーク、全日本港湾労働組合関西地方大阪支部、
①ヒバク反対キャンペーン、②シーダー関西、③さようなら
原発生駒、④反原発奈良教職員の会、⑤環境フォー
ラム市民の会(豊中)、⑥I女性会議、⑦さようなら原発・北
葛、⑧生活協同組合コープ自然派ピュア大阪、⑨ウータ
ン・森と生活を考える会有志一同、⑩リーフ、⑪チャクラ、
⑫どこまでも9条の会、⑬国際女性年連帯委員会、⑭吹
田市教職員組合、⑮茨木市教職員組合、⑯ストップザも
んじゅ、⑰若狭連帯行動ネットワーク

貴社は5月1日、平均9.75%(家庭用)の電気料金値
上げを強行しました。

今回の値上げは「原発停止に伴う石油等燃料費の増
大」によると説明していますが、私たちが、昨年来本
社交渉などで何度も指摘したように、原発に偏った電
源構成で、老朽火力を長期停止したまま、高効率のL
NGコンバインドサイクル発電への更新を先送りして
きた貴社の経営方針が根本的な要因であることは、誰
の目にも明らかです。

貴社の動かない原発の固定的経費約3000億円が
経営を圧迫しており、日本原電の敦賀1・2号や北陸
電力の志賀2号への「受電なき電力購入費」466億
円も加わっているのです。私たちは、貴社の経営責
任を問い、「原発ゼロへ転換し、受電なき電力購入を
止める」よう求めてきました。

しかし、貴社はあくまで原発偏重姿勢を改めず、
電気料金を値上げして原発維持費を私たち電力消
費者に押しつけているのです。

そういった中で、原子力規制委員会は5月22日、
「敦賀2号の直下に活断層がある」との判断を下しま
した。敦賀2号の廃炉が見えてきました。敦賀2号が
廃炉になれば、敦賀1号や東海第二も再稼働が見込
めず廃炉になる可能性が高く、日本原電は破産する
可能性が出てきます。そのため、廃炉費用の積立不
足金や原発・核燃料資産の除却損の一部を電気料金
から回収すべきだとの要求が貴社をはじめ電力会
社等から出され、政府も審議会を開いて検討しよう
としています。しかし、この問題は、これまでの原
発推進の経営責任こそが根本的に問われるべきで
はないでしょうか。

私たちは、これまでの電気料金値上げに関する交
渉を踏まえ、ここに改めて質問書を提出しますので
、2週間以内に誠意ある文書回答を行い、私たち
にきちんと説明して下さいよう要望します。

1. 原子力規制委員会は5月22日、日本原電敦賀
2号炉原子炉建屋直下のD-1破碎帯が活断層である
という有識者会合の5月15日付報告書を了承しま
した。原子力規制委員会は、この判断を覆すよう
な客観的なデータを日本原電が提示してきたとき
には再検討しており、日本原電も6月末までの追
加調査で最終報告書を提出する予定だと伝えられ
ます。しかし、そのようなデータを提示できる可
能性は少ないと思われます。

日本原電が最終報告書を提出してなお原子力規
制委員会の判断が覆らなければ、これ以上の抵抗
をやめ、敦賀2号を即刻廃炉にすべきだと私たち
は考えますが、

いかがですか。敦賀2号を「共同開発」し、日本原電の有力株主であり、社長を2期連続して送り込んでいる責任ある企業として、貴社は、「原子力規制委員会の判断を受け入れ、敦賀2号を廃炉にする」よう日本原電に勧告すべきだと私たちは考えますがいかがですか。さらに、貴社は日本原電と共に、活断層の上に敦賀2号を建設し長期間運転してきたことの責任を明らかにすべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(関電回答)

日本原子力発電はこれまでの追加調査等から得られたデータをもとに、問題となっている、D - 1 破碎帯は活断層ではないことを説明してきている。

私どもとしても、日本原子力発電の解釈には技術的に合理性があると考えております。

原子力規制委員会においては、この報告書をきちんと受け止めて、データに基づいて詳細に検討を進めていただき、科学的、技術的な見地から十分な議論を行ったうえで、あらためて結論を出していただきたいと考えております。

2. 貴社は敦賀原発を日本原電と「共同開発」し、敦賀原発敷地内外の活断層調査についても、日本原電とともに長年にわたって行ってきています。結果として、日本原電が「浦底断層が活断層であることを長期間否定し続けてきた」ことおよび「原子炉建屋直下の破碎帯が活断層であることを否定し続けてきた」ことについて、貴社にも責任があると私たちは考えますが、いかがですか。

また、浦底断層を活断層だと認めた日本原電の2008年3月報告書および今回の破碎帯調査に関して、貴社のどの部署がどのような内容・期間・規模でどのように協力してきたのか明らかにしてください。

(関電回答)

日本原子力発電はこれまでの追加調査等から得られたデータをもとに、問題となっているD - 1 破碎帯は活断層ではないことを説明してきており、私どもとしても、日本原子力発電の解釈には技術的に合理性があると考えております。原子力規制委員会においてはこの報告書をきちんと受け止めてデータに基づいて詳細に検討を進めていただき、科学的・技術的な見地から十分な議論を行った上であらためて結論を出していただきたいと考えております。

また、若狭湾周辺の活断層の調査にあたっては平成18年の地震に対する、耐震安全性確認など、一部で共同調査を実施しております。

中間報告書等の作成については各社で取りまとめ

ております。また敷地内の調査では各社が個別に調査を実施しております。

3. 日本原電が敦賀2号を廃炉とした場合、原子力施設解体引当金総見積額不足分(2012年度末)は237億円となりますが、この不足分は日本原電内で損金処理して賄うべきであり、「受電なき電力購入費」のような考え方で関西電力の電気料金に計上して徴収するようなことはすべきではないと私たちは考えますが、いかがですか。

(関電回答)

当社としては敦賀発電所の再稼働を期待しており、廃炉については仮定の話となりますが、日本原子力発電が将来なんらかの理由により廃炉を判断し、万が一発電所の解体引当金が不足する場合の費用負担については、日本原子力発電の敦賀発電所は、当社を含む受電会社が全量を受電することを前提に開発された、共同開発に近い発電所であるという経緯を踏まえ、受電会社として応分の負担について考えていく必要があり、具体的には関係者間で協議して決定するものと考えております。

ただし、それが大幅な規制変更など政策的な意味合いで廃炉になる場合には、国とも協議しながら検討していく必要があると考えております。

なお今後の料金改定については経営効率化の進捗状況や、停止中の原子力プラントの再稼働の進捗状況を踏まえるとともに、収支状況や財務体質も勘案し、総合的に判断してまいりたいと考えております。

4. 敦賀2号だけでなく、敦賀1号や東海第二も再稼働が困難であり、3基とも廃炉になる可能性が議論されています。経済産業省の試算によれば、廃炉に伴う原子力施設解体引当金総見積額不足分と原発・核燃料資産簿価を特別損失計上した場合、日本原電は982億円の債務超過になりますが、貴社としてこの事態にどう対処するつもりですか。

また、日本原電が廃炉措置に入っても、廃炉に関わる資産の価値を認め、それらの減価償却を可能とする方策を政府が検討していますが、これは投資リスクを電力消費者に転嫁し、投資家のモラルハザードを招くものだと、私たちは考えますが、いかがですか。

(関電回答)

国において廃炉にかかる会計制度を検証するワーキンググループが設置されており、将来の廃炉に向けた手当てをより円滑にするため、原子力施設解体引当金の扱いを含め、今後検討がなされるものと承知しております。

事業者としては、新規制基準への対応や再稼働の問題など、現行制度では想定されていない環境変化が生じていることを踏まえれば、発電から廃止措置の完了まで、円滑な事業運営ができるように、見直しの検討がなされることは望ましいと考えております。

5. 日本原電の全原発が廃炉になれば、行き場のない使用済核燃料の貯蔵保管・処理処分問題が浮上しま

す。敦賀原発の「共同開発者」であり株主である貴社として、これにどう対処するつもりですか。

(関電回答)

日本原電の発電所で発生した使用済み核燃料の貯蔵・保管・処理・処分については、日本原電自身が責任をもって実施すべき事業であると考えております。

7月23日 関電交渉に参加して 古橋雅夫「どこまでも9条の会」

若狭ネットの久保さんによる入念な下準備をもって、7月23日の関電との交渉の場に……ともかくも颯爽と？参加してきました。不正確な部分があるかと思いますが、こんな感じであった……ということで報告します。

2013年7月23日 PM4時～5時

於：関電本社ビル2F会議室

交渉の結果を簡単に報告する。若狭ネットから連名で事前を送付された「敦賀2号炉廃炉問題と電気料金に関する公開質問状」に対して、対応した関電側の3名の広報担当者と我々三十数名が対峙する中、のっけから質問状への回答を広報担当が読み上げ始めた。何をどうなのか、一応回答の全部を聞いた上で質疑に入った。

その回答の中で、関電は敦賀2号炉の廃炉費用の負担は、日本原電の敦賀2号炉を共同開発した責任上、その廃炉費用については応分の負担を行うと回答した。つまりは応分の電気料金として計上するということである。であるならば、原子力委規制委員会が敦賀2号炉直下の断層を「活断層」である、すなわち廃炉を示唆した現在、敦賀2号炉を共同開発した「責任」をどう考えるのか……という質問に対し、関電側はあくまで「活断層であるという認識はない」という一点張りであった。そこで「共同開発」したというのであれば、その経緯として「浦底断層が今になって活断層であった」という日本原電の報告において、長年その事実を隠してきた関電側の責任をどう考えるのか……と問い詰めたところ、関電は共同開発に「近い」ということであって、その建設過程には関与せず、「発電された電気を買う」という契約がその共同開発に「近い」ということの実態であって、ためにたとえ電力を供給できないからと言って関係性を断つものではない」と回答した。対して多数が「それ

はおかしい」と抗議。「発電もしていないところに相應の購入費用を払ったからとして、その費用を我々への電気料金の内に負担させるという論は納得できない」と声を荒げたところ「大きな声を出す人はこの部屋から出て行ってくれ！」と関電側は主張。紛糾。撤回を求め謝罪させる。

関電側は「廃炉費用が電気料金に加算されることに対し納得できないと思われることは仕方ありません。当社としてはおかしいとは思えないというだけのことです」と反論を切り捨てた。

また、廃炉に伴う大量の放射性廃棄物や使用済み核燃料の処分費用についてはどうなんだ？という質問に対しては「それは日本原電の問題であって関電としては関知しない」という回答であった。つまり敦賀2号炉の維持運営については「共同開発」に近い関電として応分の費用負担をするが、廃炉以降の処分費用については知らん……という回答である。

なんじゃそれは？？

そもそもこの交渉は単に経営者と労働者といった関係の中での労使交渉の場ではない。売り手と買い手の関係であり、関電側は「売り手」として我々「買い手」を納得させなければならない立場にあるはずである。ところが、買い手としての抗議には退去を要求し、反対意見に対しては、理解を示すどころか「それがどうした」という対応である。これが商売における「売り手」の立ちふるまいであろうか！およそ消費者への説明会としては関電の姿勢はなっていない。関電側が「これで回答済みー」と考えているとすれば大間違いである。こうした関電側の強気の姿勢には、参院選挙での自民党圧勝および原発再稼働への前のめり発言に力を得たかのようでもある。

このまま追及の手を緩めることはむろんできない。これからもこうした関電との交渉の場に参加しよう！

フクシマの現実を直視すれば、原発再稼働などできないはず

原子力規制基準が7月8日に施行されたのを受け、関西電力など4電力会社が12原発を再稼働させようと、原子力規制委員会に原子炉設置変更許可申請を提出しました。この動きに対し、**福島県の佐藤雄平知事**は12日の定例記者会見で、「住民や地域の安全・安心が最優先」だとして国と東京電力に福島県内の全原発廃炉を求めていく考えを改めて示し、福島県外の原発については、「福島の現実を見て、それぞれの立地地域で判断していただきたい。15万人が避難を余儀なくされている事実や頻繁に起こっている（原発内での）トラブルをしっかりと見極めて考えていただきたい」と訴えています（2013年7月13日付毎日新聞）。

伊澤史朗双葉町長もENERGY for the FUTURE（37巻3号，pp.36-39，2013.7.1発行）に寄稿し、次のように述べています。「本当の意味で、被災した人たちが平穏な生活に戻れる状況でなければ、本来は再稼働の議論をするのはおかしいのではないかと思います。また、再稼働の安全問題について、素人であるわたしたちが是々非々を言うべきではないと思いますが、実際に被害に遭った者としては、安全に対して厳しい目を向けるのは当然です。どうしてこれだけの事態になったのか。しっかりと検証をして、二度と起こらないような安全管理の対策を整えた上で再稼働するという話もなされないまま、なし崩し的に、ただ単に経済的な根拠で再稼働が必要だと言われると、わたしたちは納得がいきません。」

「放射線管理区域」相当の汚染地に数百万人が

フクシマ事故は、2年半後の今なお収束していません。15万人弱が未だに避難生活を余儀なくされ、数百万人が、「放射線管理区域」に相当する放射能汚染地域での暮らしを強いられています。2年半で放射能汚染のレベルが少し下がったとはいえ、原発から遠く離れた福島市でさえ年1mSv（ミリシーベルト）という公衆の被曝線量限度をはるかに超えるヒバクを日々の生活の中で強いられ続けているのです。

年50mSv超の帰還困難区域や年20～50mSvの居住制限区域は30kmを超えて広がっています。空間線量が年20mSv未満に下がって避難指示解除準備区域になったとしても、年1mSv未満に下がるにはあと何年かかるでしょう。破壊されたコミュニティを維持し再建するのは並大抵ではありません。

これから必要になる巨額の損害賠償・除染費用

原子力被災者への損害賠償もほとんど進んでいませんが、今年6月25日に認定された総合特別事業計画では、要賠償額は3.9兆円にのぼり、毎年増額修正されています。また、国による今年度予算までの累計除染費用は1.3兆円ですが、産業技術総合研究所の研究グループによれば福島県内の除染だけで2.5～5.1兆円が必要だと見積もられています。ひとたび原発重大事故を起こせば、10兆円を超す損害賠償・除染費用が発生するのです。これらの支出はこれから本番を迎えます。しかし、見かけは東京電力が支払うことになりますが、実際には、ほとんどすべてが電気料金や税金から賄われ、事故を起こした東京電力など電力会社の経営者の責任は問われず、その腹は全く痛みません。電力会社へ投資して原発推進を支えてきた金融機関も債権放棄などによってその責任を問われることはありません。原発を推進してきた政党・政治家・官僚がよってたかって、フクシマ事故を横目に見ながら、そのような仕組みを作り上げたのです。結局、原子力災害とその経済負担を堪え忍ぶよう仕向けられるのは、私たち国民です。こんな状態が放置されているから、誰も反省しないのです。

放射能再放出の危険は今なお続いている

他方、福島第一原発1～3号の原子炉建屋内では、事故時に炉心から融け落ちた燃料塊が高熱を発生続けており、これを冷やし損なうと、たちまち放射性セシウムなどが蒸発して大気へ放出され、人々を襲うおそれがあります。この融け落ちた燃料塊に

は、事故で放出された量の約10倍の放射能が含まれています。この燃料塊から溶け出した放射能を大量に含んだ高濃度汚染水約11万トンが建屋やトレンチ内に溜まったままです。その一部が地下水へ漏れ出し、高濃度汚染水が建屋やトレンチと海の間の観測井戸で検出されています。東京電力は、参議院選挙翌日の7月22日によろやく、この汚染水が海洋へ流出していることを認めました。しかし、汚染水の海洋流出のおそれは今年2月の学術論文で警告され、6月下旬には原子力規制委員会の場で指摘されていたのです。東京電力は、観測井戸の地下水位が潮位変動や降雨に連動して上下し続けており、港湾内の海水トリチウム濃度が上がっているのは汚染水が海洋へ流出した結果だということを認識していたのです。にもかかわらず、海洋流出を否定する口実を探すことに専念し、公表時期を遅らせたのです。

毎日浸水する地下水処理は待ったなし

さらに、毎日400トン、年間で15万トンにもなる地下水が原子炉建屋へ浸入し続けているため、これを除染して放射能レベルを下げた後、貯蔵タンクに保管しなければなりません。すでに30万トンの汚染水が敷地内のタンクに溜まり、計画中の遮水策がうまくいかなければ、これからも毎年15万トンずつ増えていきます。遮水策を誤れば、逆に建屋内の高濃度汚染水が地下水へ流出し、海洋汚染が深刻化します。つぎはぎで増設され続けるタンクからの汚染水漏洩も危惧されています。すべてが後手後手になって事態が悪化し、放射能汚染の拡大がじわじわと顕在化しているのです。根本的な解決を図ろうにも、高濃度汚染水から発せられる強い放射線と、原子炉建屋に近づくほど空間放射線量が高まる敷地内の厳しい汚染環境のため、現場に近づくことさえ難しいのです。

事故処理のヒバクを誰が引き受けるのか

事故処理作業に伴う労働者のヒバクも通常の定期点検時のヒバクをはるかに超える高線量ヒバクや大量ヒバクが避けられません。事故発生から2年間に

に2.7万人が事故処理にあたり、外部被曝92人Sv、内部被曝249人Sv(7月5日の再評価後)、合計341人Svにのぼります。広島・長崎原爆被爆者データによれば約10人Svに1人の割合でガン・白血病死が増えますので、今後30名以上が2年間の事故処理作業のためにガン・白血病死する可能性があるのです。

このように、2年半後の今も事故は収束していません。ひとたび原発重大事故が起こると、放射能雲による大量ヒバクと汚染地での生活に伴う日常的ヒバクを余儀なくされ、これまでの暮らしが根底から破壊されます。加えて、熔融燃料塊の処理や放射能汚染水との悪戦苦闘を何十年も強いられるのです。事故処理にあたる労働者のヒバクは、高濃度汚染水処理作業や原子炉建屋近くの作業が増えれば一層深刻になります。

原発再稼働を主張する人々は、このフクシマの厳しい現実を直視すべきです。

重大事故のリスクとコストの強要を許すな

ガス抜きベント・第2制御室・免震重要棟の新設などの過酷事故対策、さらに30km圏内の避難対策・訓練で「安全、安心」だというのは大間違いです。これらは、フクシマのような炉心熔融事故がこれから起こりうることを前提として、そのリスクと巨額のコストを住民や国民に受け入れなさいと言うものです。国や電力会社は、「国益と電力会社の利益のために、避難した後も続く放射能災害の苦難を受け入れ、今後も起こりうる重大事故のリスクとコストを受け入れ、再稼働と原発輸出を容認せよ」と迫っているのです。

原子力規制委員会は新規規制基準で厳重に審査すると言っていますが、活断層評価以外はほとんど変わりません。これまで、原子力規制当局は、多重防護、すなわち、①異常の未然防止、②事故への拡大防止、③事故による災害の防止、の3段階で放射能を閉じ込めるという方針をとってきました。フクシマ事故は、これが大ウソで、役に立たないことを事実で示したのです。地に落ちた安全対策を糊塗するために今回持ち出されたのが、④シビアアクシデント対策(過酷事故対策)と⑤原子力災害対策を加えた「深層防護」です。①～③は「重大事故防止システ

ム」であり、④・⑤は重大事故の発生を前提とした「重大事故マネジメントシステム」なのです。「原発重大事故は絶対起こらない」ので、「過酷事故対策はいらない」、「原子力防災も5km圏内で大丈夫だ」としてきたのですが、フクシマ事故が起こったとたん、手のひらを返すように「重大事故は起こりうる」、「重大事故をマネジメントできるようにしよう」と言い出したのです。本来なら、①～③の重大事故の発生防止を見直して強化しなければならないところ、それにはほとんど手を付けず、④と⑤を新たに導入して、「世界最高の原子力規制基準だ」と豪語しているのです。

再稼働に際しての安全審査（設置変更許可申請等の審査）も、「新たに導入した④の過酷事故対策がとれているかどうかをしっかりとチェックすること」に重点があり、「炉心溶融事故を発生させないこと」については、活断層の評価を除き、従来の安全審査とほとんど変わらないのです。まやかしの新原子力規制基準と安全審査を暴露批判し、原発の再稼働に反対しましょう。重大事故防止のための規制基準の抜本的強化、その下での厳格な審査を求めましょう。

原子炉立地審査指針に不適合だった福島原発

新原子力規制基準では、原子炉立地審査指針が廃止されようとしています。この指針では、①原発からある距離内は非居住区域とし、その外では重大事故時に甲状腺被曝1.5Sv・全身被曝250mSvを超えないこと、②低人口地帯の範囲外では仮想事故時に甲状腺被曝3Sv・全身被曝250mSvを超えないこと、③人口密集地帯からある距離だけ離れていて集団被曝線量2万人Sv(全身被曝)を超えないこと、と定められています。ところが、フクシマ事故では、今年5月末の国際原子力機関IAEAの評価ですら、事故後10年間の日本人全体の集団被曝線量は全身被曝3.2万Svと評価され、2万人Svを超えています。ちなみに、原子炉立地審査指針では、事故時に避難せずそこに居続けた場合の被曝線量を目安としており、IAEAの評価、避難して被曝を押さえた結果の評価であることに注意が必要です。避難しなければもっと大量被曝していたことでしょう。また、フクシ

表1. 原発から30km圏内の人口（原子力規制委員会
<http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/jinkou.html>）

泊	83,150	志賀	170,040
大間	31,802	敦賀	275,075
東通	71,532	美浜	201,042
女川	222,849	大飯	139,662
福島第一	141,057	高浜	180,322
福島第二	149,720	島根	440,802
東海第二	931,537	伊方	135,019
柏崎刈羽	435,433	玄海	255,529
浜岡	744,219	川内	232,118

マ事故前は、非居住区域や低人口地帯は敷地境界内に収まるとされてきましたが、仮に事故発生時に敷地境界に立ち続けたとすれば、甲状腺被曝3Svや全身被曝250mSvを軽く超えていたことでしょう。福島第一原発は、明らかに今の原子炉立地審査指針に違反していたのです。表1の30km圏内の人口を見れば明らかなように、全国のどの原発でもフクシマ事故を想定すれば、原子炉立地審査指針を満たさないことでしょう。原子力規制委員会は、その評価をこそすべきところ、原子炉立地審査指針は今後採用せず、シビアアクシデント対策の有効性評価や総放出放射エネルギーの規制で置き換える方向を打ち出しているのです。日本では、事故や事故隠しが起こるたびに原子力規制が緩和されてきました。今回のフクシマ事故では、重大事故マネジメントシステムの導入により、究極の原子力規制緩和がなされようとしているのです。

原発再稼働に反対し、脱原発へ前進しよう

フクシマの現実を直視して、すべての原発の再稼働に反対しましょう。原発がなくても電力は余っています。電力会社は火力の燃料費ではなく巨額の原発維持費に苦しんでいるのです。原発を廃炉にし、再処理をやめれば、電気料金値上げもせずに、脱原発でソフトランディングできます。電力の地域独占を解体し、送電網を開放し、再生可能エネルギーを普及させましょう。スマートメータとスマートグリッドの導入は欧米と比べて日本が非常に遅れていて、ガラパゴス化しています。その最大の原因は、電力会社による原発推進と電力市場の地域独占にあるのです。再稼働反対から脱原発へ前進しましょう。

**フクシマ事故による放出放射能量は
チェルノブイリの数分の1に相当**

実は、福島事故で放出された放射能量は確定していません。日本政府が2011年6月に国際原子力機関IAEAへ報告した放出量はヨウ素131とセシウム137だけで77京ベクレル(「京」は「兆」の1万倍、ヨウ素換算)でチェルノブイリ事故の公式放出量520京ベクレル(同上)の約15%でした。ところが、東電が昨年5月に再評価した結果(表2参照)では、事故発生から3月末までのヨウ素131とセシウム137の放出量は約90京ベクレル、約17%へ増えています。さらに、希ガスとヨウ素の放出されやすさの想定を変えた7月の評価では、同放出量が120京ないし160京ベクレル、23%ないし31%になるということです。つまり、放射能放出量はチェルノブイリ事故の3～4分の1だった可能性があるのです。

東京電力の解析(昨年5月)によれば、福島第一原発では、最初に炉心溶融した1号炉で、3月12日15時半頃の水素爆発の前、12日未明から早朝にかけて、大量の希ガスやヨウ素、セシウムが放出されています。3号炉でも、3月13日朝から14日11時の水素爆発までに、同様の大量放出が起きています。続く2号炉でも、3月14日夜から15日6時の4号炉水素爆発(同時に2号炉地下で大きな音)をはさんで、大量の放射能放出があり、これが北西方向へ大量に流れて高濃度汚染地帯を形成したのです(図1参照)。原子炉建屋が爆発して吹き飛んだときには、すでに大量の放射能が放出されていたのです。

これに対する住民避難等は、3月11日20:50に福島県が2km圏内住民に避難指示を出し、総理が11日21:23に3km圏、12日5:44に10km圏、12日18:25に20km圏内住民に避難指示を出しましたが、20～30km圏内住民には15日11:00になって屋内退避を

表2. 福島第一原発重大事故による大気への放射能放出量推定結果[放出量:京Bq(10^{16} Bq)]

評価機関(評価年月日)	評価期間	希ガス	I-131	Cs-134	Cs-137	INES評価
東京電力 (2012.7.23) 希ガス:ヨウ素=100:10	3.12～31	約50	約40	約4.0	約3.0	約160
東京電力 (2012.7.23) 希ガス:ヨウ素=100:1	3.12～31	約70	約40	約3.0	約2.0	約120
東京電力 (2012.5.24)	3.12～31	約50	約50	約1.0	約1.0	約90
日本原子力研究開発機構 (2012.3.6)	3.11～4.10	—	12	—	0.9	48
原子力安全・保安院 (2012.2.16)	—	—	15	—	0.82	48
日本原子力研究開発機構 原子力安全委員会 (2011.8.22)	3.12～4.5	—	13	—	1.1	57
原子力安全・保安院 (2011.6.6) (IAEAへの政府報告2011.6と同じ)	—	—	16	—	1.5	77
日本原子力研究開発機構 原子力安全委員会 (2011.4.12, 5.12)	3.11～4.5	—	15	—	1.3	67
原子力安全・保安院 (2011.4.12)	—	—	13	—	0.61	37
IRS(仏放射線防護原子力安全研究所)	3.12～22	200	20	3.0		—
【参考】チェルノブイリ原発事故	—	650	180	—	8.5	520

※東京電力(出典①)によれば、4月の放出量は、3月の放出量の1%未満(構内の空気中放射性物質濃度から拡散計算により算出)。東京電力の評価は、2桁目を四捨五入しており、放出時点の放射能量。希ガスは、0.5MeV換算値。INES(国際原子力事象評価尺度)評価は、放射能量をヨウ素換算した値であり、Cs-137のみ評価に加えている(例:約50京Bq+約1京Bq×40(換算係数)=約90京Bq)(引用者注:東電は7月23日評価ではINES評価を求めているので、5月23日評価と同様に、「I-131+Cs-137×40」として算出した)。東京電力は、2012年5月4月の評価では放出されやすさの比を「希ガス:ヨウ素:セシウム=100:10:1」と仮定していたため、ヨウ素放出量過大評価の可能性があるとし、7月23日評価では、JAEA寺田らの論文を参考に、希ガス:ヨウ素=100:10および100:1と仮定して計算し直している。

【出典:①東京電力「大気への放射性物質の放出量の推定方法について[概要]」(2012.5.24)、②東京電力「福島第一原子力発電所の事故に伴う大気への放射性物質の放出量推定関連～平成24年5月24日以降の取り組み～」(2012.5.24)】

出したにすぎません。沿岸部の住民は津波で破壊されていない西向き道路を高汚染地帯を抜けて「避難」することを強いられたのです。

しかも、比較的セシウム沈着量が少なく空間線量率では見えなかった南側へもヨウ素が大量に流れていたこともわかっています(図2参照)。しかし、希ガス、ヨウ素、セシウムなどが放射能雲となって流れていき、避難するまでに被曝した線量は正確にはわかりません。個々人の行動記録と放射能雲の動きに照らし合わせて推定する以外にないのです。それでも、行動をできるだけ記録に留め、放射線被曝の事実を記録に残し、これからの健康管理に役立てることが急務です。ところが、未だに不十分なままです。

他方、原発の作業現場では、「①外部放射線量が1.3mSv/3ヶ月(0.6 μ Sv/h)を超える場所、または、②放射能の表面密度で、 α 核種で4kBq/m²超、その他の核種で40kBq/m²超の場所」は「放射線管理区域」に指定され、ここへ立ち入る際には厳重な被曝管理が求められます。ところが、図1のように広大な地域が汚染されたため、本来であれば「放射線管理区域」として厳重に管理されなければならないところに約400万人(2011年8月末現在)が住んでいるのです。

数十年以上続く、深刻な放射能汚染

たとえば、福島市は福島第一原発から約60kmも離れていますが、日本原子力研究開発機構による昨年1～2月の調査によれば、屋外(玄関先1.2m)での空間線量率は平均0.4 μ Sv/h(マイクロシーベルト/時)と自然放射線の約10倍もあり、1 μ Sv/hを超える玄関先もあったと言います。線量計を身に付けて実生活での被曝線量を求め、今後1年間の線量評価をしたところ、空間線量の減衰効果を加味しても事故による追加の被曝線量は平均1.35mSv/年にのぼり、公衆の被曝線量限度1mSv/年を超えるのです。高い人は3mSv/年を超えと言います(独立行政法人 日本原子力研究開発機構「福島第一原子力発電所事故に係る避難区域等における除染実証業務 報告書」(2012年6月))。

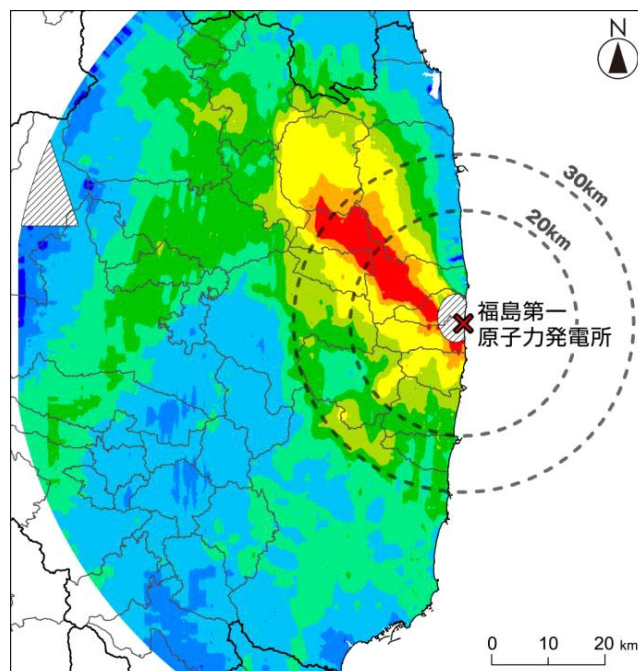
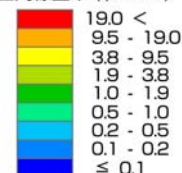


図1. 地表1m高さの空間線量率マップ(2011.4.29時点)

(原子力規制庁監視情報課「東京電力福島第一原子力発電所事故から2年間の航空機モニタリングの線量の推移について」第9回原子力規制委員会、資料2(2013.6.5))

地表面から1mの高さの空間線量率 (μ Sv/h)



*本マップには天然核種による空間線量率が含まれています。

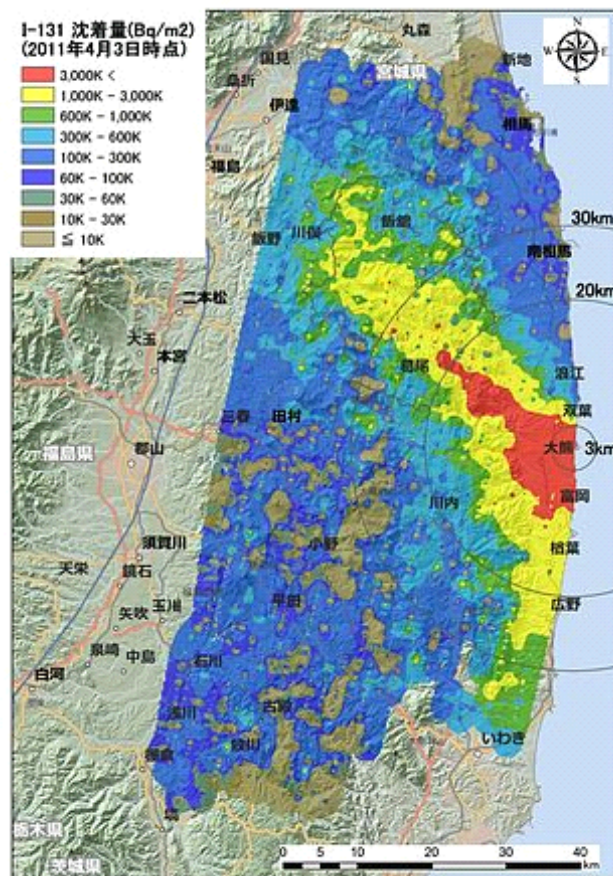


図2. ヨウ素131の汚染分布地図(2011年4月時点)

(日本原子力研究開発機構など作成、jijcom2013.6. 27)

福島市より汚染度は低いけれども $0.23 \mu\text{Sv/時}$ 以上ある地域は「汚染状況重点地域」とされ、図3のよに福島県以外にも、岩手・宮城・茨城・栃木・群馬・千葉・埼玉の7県に及ぶ広大な地域になります。

また、福島県下のなかでも高濃度に汚染された地域は図4のような「除染特別地域」に指定されています。ここは 50mSv/年 超の帰還困難区域(約 320km^2)、 $20\sim 50\text{mSv/年}$ の居住制限区域(約 300km^2)、 20mSv/年 未満の避難指示解除準備区域(約 460km^2)に分かれています(川俣町約 33km^2 は見直未了)。

この深刻な汚染は簡単には減衰してくれません。原子力規制委員会による 80km 圏内空間線量率比較によれば、事故後7ヶ月と1年8ヶ月後とで平均40%減っていると言います。これは物理的減衰が約21%で、風雨による流出効果が残る半分です。ところが、物理的減衰は主に半減期が約2年のセシウム134による効果であり、今後は半減期約30年のセシ

汚染状況重点調査地域

の枠をクリックすると拡大できます。

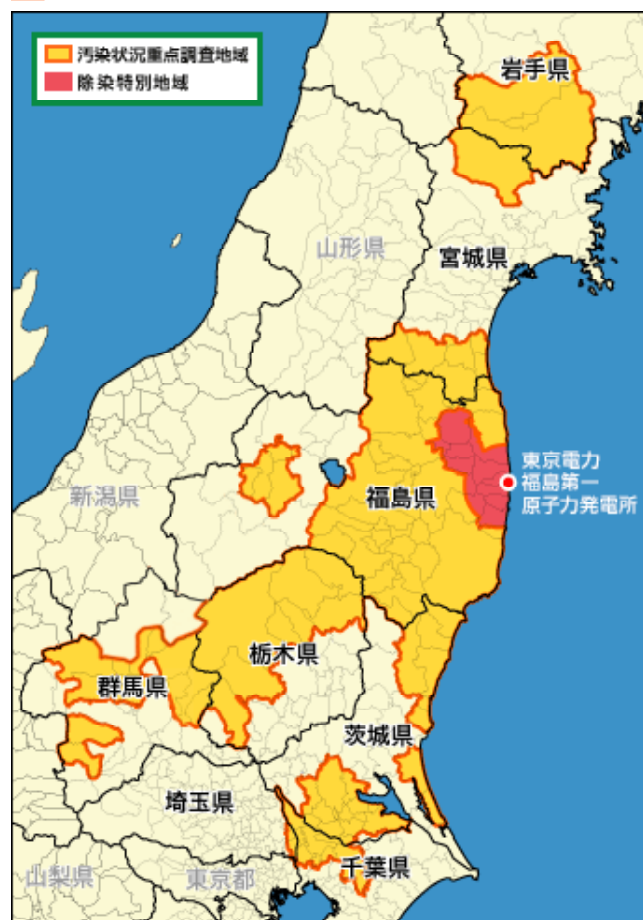


図3. 汚染状況重点調査地域(放射性物質汚染対処特措法により毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$ 以上で重点的に調査測定が必要とされる地域環境省<http://josen.env.go.jp/zone/summary/list.html>)

ウム137などが効いてきますので、物理的減衰効果は余り期待できず、図5のように空間線量率は余り下がって来ません。このような高レベルの放射能汚染状態が、残念ながらこれから何十年と続くと言わざるを得ないのです。

福島県は県内全原発の廃炉を掲げた新生プランを打ち出し、懸命に再建に取り組んでいます。それに寄り添いながら、重大事故を繰り返さないために何が必要かをもう一度考えてみるべきだと思います。

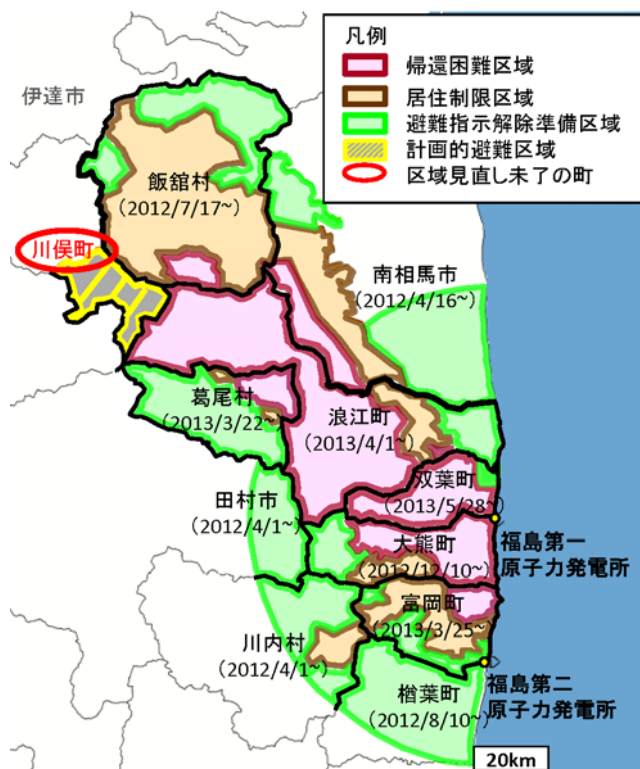


図4. 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域および見直未了の計画的避難区域

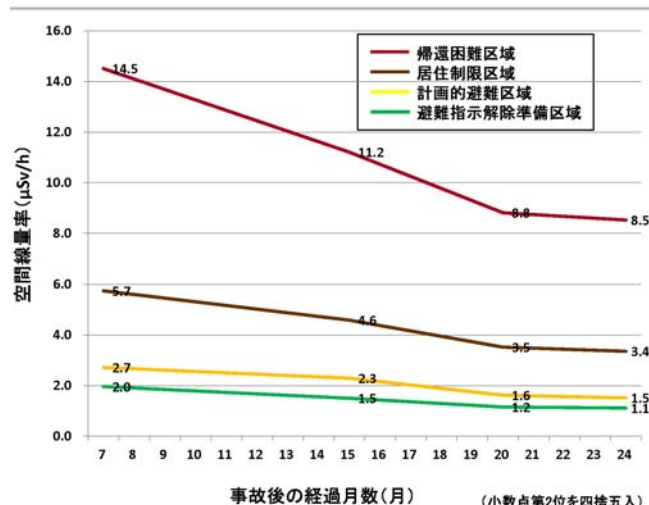


図5. 避難指示区域別の平均空間線量率の推移

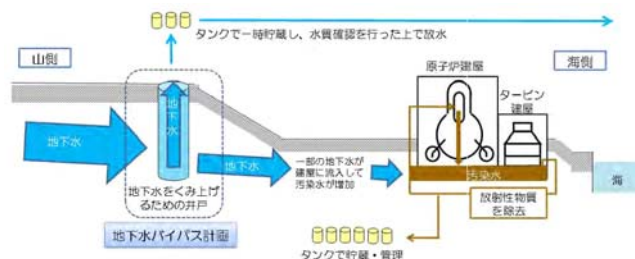
(原子力規制庁監視情報課「東京電力福島第一原子力発電所事故から2年間の航空機モニタリングの線量の推移について」第9回原子力規制委員会、資料2(2013.6.5))

原子炉建屋内にたまる大量の放射能汚染水 地下水への侵出から海洋流出の危険

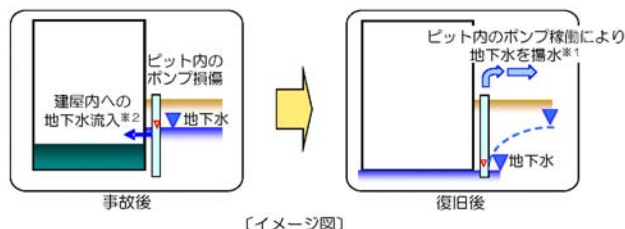
福島第一原発1～4号の建屋やトレンチ内には約11万 m^3 もの高濃度汚染水が溜まっています。この汚染水の一部が地下水へ漏れだし、海洋へ流出していたことがわかったのです。地下水は潮位変動や降雨に連動して水位が変動しており、汚染水が地下水へ漏れ出すと海洋への流出が避けられません。とくに、トリチウムは普通の水と区別できないため海洋流出を防ぐことができません。そのため、観測孔No.1-1で63万 Bq/L （ベクレル／リットル、7月8日採取）、港湾内の1～4号取水口内北側海水でも2300 Bq/L （7月3日採取）という高い濃度でトリチウムが検出されているのです。観測孔No.1-2ではストロンチウムなど全 β が90万 Bq/L （7月9日採取）、セシウム137も2.2万 Bq/L （7月9日採取）が検出されており、汚染水の海洋流出問題が急浮上しています。

これを根本的に解決するためには、建屋等に溜まっている高濃度汚染水約11万 m^3 を処理しなければなりません。トレンチ内にある1.5～2.0万 m^3 の汚染水はセシウム濃度が42億 Bq/L （2号海水配管トレンチ2013.3.30時点）と極めて高濃度であり、処理のために近づくことも容易ではありません。建屋内の汚染水は溶融落下した燃料塊から放射能が溶け出しているため、燃料塊を除去しない限り汚染度を下げることにはできません。建屋から地下水への漏洩箇所も定かではなく、そこを塞ぐ作業も高線量のため困難を強いられています。

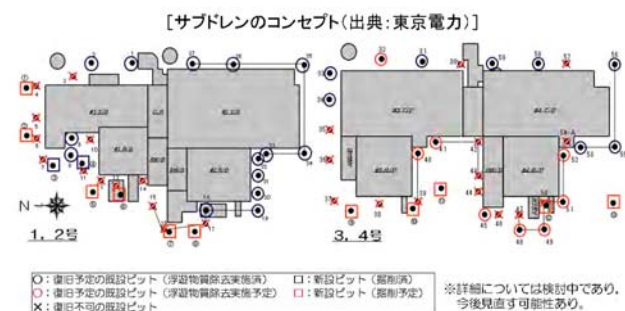
それでも何とかしなくてはならないため、地下水の海洋流出を防ぐため、護岸陸側の地盤に薬液を注入して固める一方、護岸海側に鋼管矢板方式で海側遮水壁を設置する計画です。また、地下水汚染を防ぐため、建屋への地下水流入量を抑制・遮断する方策が計画されています。①地下水バイパス（海洋放出）による地下水位抑制、②サブドレイン復旧・新設による地下水位管理、③凍土方式陸側遮水壁設置による地下水流入遮断、④建屋貫通部・トレンチからの汚染水漏洩箇所の止水、⑤原子炉建屋地下トラス部貫通部を塞ぐためのグラウト（セメントな



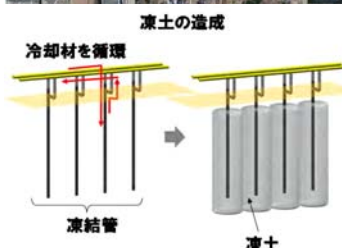
①地下水バイパス（海洋放出）による地下水位抑制



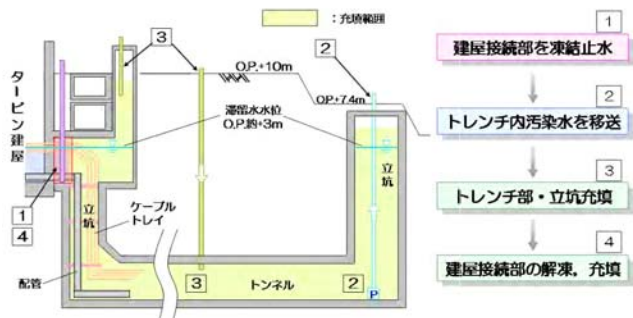
※1：事故前の1～4号機サブドレンにおける揚水量は約850 $\text{m}^3/\text{日}$ 。
※2：建屋内への地下水流入量は全体で約400 $\text{m}^3/\text{日}$ 。



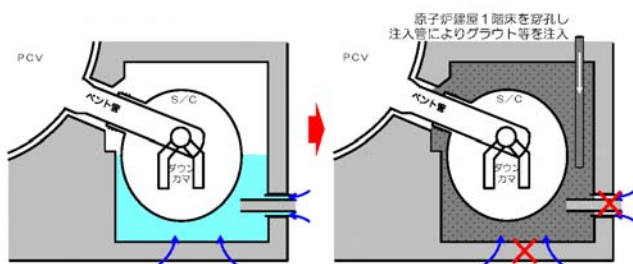
②サブドレイン復旧・新設による地下水位管理



③凍土方式陸側遮水壁設置による地下水流入遮断



④建屋貫通部・トレンチからの汚染水漏洩箇所の止水



⑤原子炉建屋地下トラス部貫通部へのグラウト充填

(汚染水処理対策委員会「地下水の流入抑制のための対策」、第3回汚染水処理対策委員会資料1(2013.5.30))

どの流動性液体)の注入・充填という5つの対策です。

このうち④と⑤は高線量下の作業になり、困難が予想されますが、これができないまま地下水位が下がると建屋から汚染水が流出して地下水汚染を進めることになります。また、①や②で汲み上げた地下水は海洋放出させる計画ですが、放射能濃度が基準値以下だとしても、東京電力への不信感や風評被害のおそれから簡単に合意が得られる状況ではありません。③の遮水壁も地下の地層を凍結させ続ける必要があり、数年以上の使用経験はありません。その意味では、5つの対策はやってみなければ、その効果はわからないという代物です。

これらがうまくいくと仮定して、2016年度末までに80万 m^3 の貯蔵タンクを増設する計画です。すでに約30万 m^3 の中濃度汚染水が溜まっており、毎年15万 m^3 の汚染水が出てきますので、2017年度には増設したタンクも満杯になります。このときまでに5つの対策が成功しなければ溢れてしまいます。そのためか、田中俊一原子力規制委員長は7月24日、「排出基準以下のものはある程度排出することはたぶん避けられないのではないか」と予防線を張る始末です。汚染水の垂れ流しは断じて許せません。

地震・津波で溶融燃料塊を冷やせなくなれば、放射能大量放出事故の再来も

炉心溶融事故を起こした福島第一原発1～3号には溶融落下した燃料塊が圧力容器内または格納容器下部に留まっています。その放射エネルギーは3基で合計780京Bqと推定され、放出放射エネルギーの10倍にも相当します。また、各号機で燃料塊から数百kWの崩壊熱も出続けており、これを冷やし損なうとセシウムなどが蒸発して大気へ再び大量に放出されるおそれがあります。融け落ちた燃料塊がどこにどれだけどのように存在しているのか、正確にわからないため、とにかく原子炉へ水を入れ続けて原子炉周辺温度を監視し続けるしかないのです。おまけに、地下水が建屋内へ浸入して冷却水に混ざるため、大量の放射能汚染水が生成され、深刻な汚染水問題が発生しているのです。

4号炉をはじめ使用済核燃料もプールの中に保管した状態であり、プールの水が抜けると、これらも過熱状態に陥り、放射能が放出されるおそれがあります。使用済核燃料に含まれる放射エネルギーは1～4号で合計1250京Bqにもなります。

今一番恐いのは、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震の沖合でアウターライズ地震が起きて大きな津波が襲来したり、近くの活断層で地震が起きて脆弱になった原子炉建屋や汚染水処理システムなどが破壊されることです。燃料塊を取り出して安定的な保管状態にするにはこれから20～25年またはそれ以上かかるとみられ、その間にこのような事態にならないよう祈るばかりです。「収束した安定状態」からほど遠いのが福島原発の現実の姿なのです。

深刻化する事故処理労働者のヒバク

使用済核燃料の搬出、燃料塊の取り出し、汚染水処理などでネックになるのが高線量かつ大量の放射線被曝です。事故処理作業には「被曝要員」が不可欠です。通常時でも原発1基当たり2～3千人が定期検査や補修工事等で被曝しており、毎年約1.5人Svの労働者被曝が避けられません。事故前の50

数基の場合で毎年約6.5万人が計約70人Sv被曝していました。しかし、今回のフクシマ事故では、2011年3月から2年間で2.7万人が動員され、総被曝線量は341人Svに上っており、一人当たり平均線量も通常時より約10倍高いと言えます。

また、事故後の1ヶ月間はヨウ素などの内部被曝が総線量の4割程度を占めていましたが、それ以後はほとんどが外部被曝線量です。また、図6で明らかのように、事故直後は東電社員の被曝が高かったのですが、2011年4月以降は協力企業の下請労働者が被曝要員として動員されていることがわかります。

福島第一原発1～4号炉周辺から汚染水貯蔵タ

表3. 福島原発における緊急作業従事者の被曝線量分布(外部・内部線量の合計2011年3月～2013年3月)

区分(mSv)	東電社員	協力企業	計
250超	6	0	6
200超～250以下	1	2	3
150超～200以下	24	2	26
100超～150以下	118	20	138
50超～100以下	534	650	1184
20超～ 50以下	613	3620	4233
10超～ 20以下	497	3499	3996
10以下	1917	15848	17765
計 [人]	3710	23641	27351
最大 [mSv]	678.8	238.4	678.8
平均 [mSv]	24.85	10.53	12.48
総線量 [人Sv] (構成比)	92.19 (27.1)	248.94 (72.9)	341.34 (100)

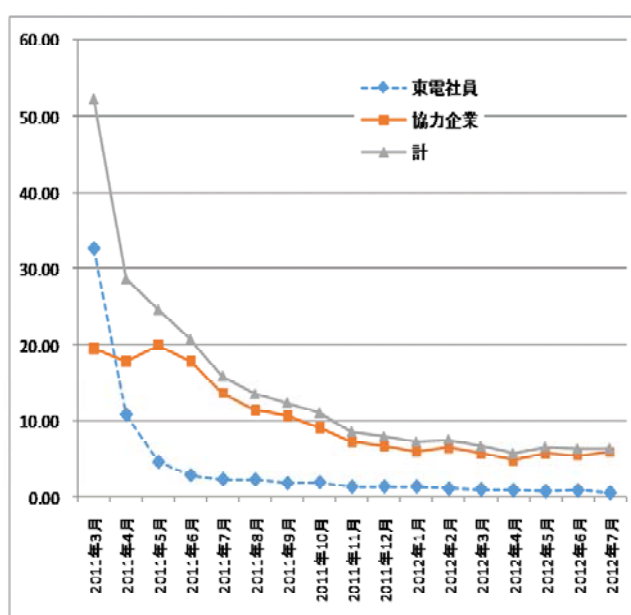


図6. 福島原発における緊急作業従事者の総外部線量の推移

ンク周辺は全面マスクによる作業になり、敷地境界付近で約5 μ Sv/h、放射能汚染水タンク付近で約20 μ Sv/hですが、1～4号原子炉建屋付近では100～4500 μ Sv/hに跳ね上がります。つまり、原子炉建屋周辺でのトレンチ止水工事や遮水壁設置工事には高線量の被曝労働が不可欠になります。さらに、原子炉建屋内では1千倍以上の10～200mSv/h、格納容器近くでは3～4Sv/hと10分程度で急性放射線障害にかかるほどの高線量です。この厳しく困難な高放射線環境下で事故収束作業が行われているのです。この作業環境からみても到底「事故は収束段階にある」などとは言えません。

原発再稼働を主張する人々は、福島に行って原子力事故被災者の声に耳を傾け、事故収束作業に当たる労働者の厳しい現実を目を向けるべきです。

新原子力規制基準は、原発重大事故のリスクを受け入れるよう、周辺住民と国民に強要している

事故の未然防止・拡大防止・災害防止という従来の「多重防護システム」はフクシマ事故で破綻しましたが、原子力規制委員会の新規制基準は、この多重防護システムを抜本的に強化しようとするものではありません。むしろ、フクシマ事故を「教訓」として多重防護システムが役に立たないことを前提として、「シビアアクシデント対策」と「原子力災害対策」が追加されているだけです。再稼働の審査もここに重点があります。それは、原発を再稼働させれば、「原発重大事故を絶対起こさないとは約束できない」、「第二、第三のフクシマ事故が起こるリスクは避けられない」と公然と主張し、周辺住民と国民にそのリスクを受け入れるように迫るものなのです。

地震や津波という自然現象は防げません。しかし、原発を動かさなければ原発重大事故は防げます。地震や津波の場合には、耐震工事や防潮堤に費用をかけ、大規模な避難訓練をすることは必要です。しかし、各原発に1000億円もの費用をかけて防潮堤やガス抜きバント・第2制御室・免震重要棟などをつくるのはバカげています。原発を動かさなければいけないのですから。

日 程 予 定

8月 3日(土) 午後1時半～4時

大阪公演・交流集会のご案内

米先住民と連帯し、日本企業による先住民の 聖地テイラー山でのウラン採掘計画にストップを！

場所:市民交流センター ひがしよどがわ 401号

主催:チェルノブイリヒバクシャ救援関西

8月 5日(月) 午後2時～4時半

ヒバク68周年原水禁世界大会 ひろば

ヒバクを許さない集い PART14

福島とヒロシマ・ナガサキ・JCOを結び

国の責任によるフクシマ事故被災者への健康手帳交付を求める運動を全国に広めよう(仮称)

場所:ホテルチューリッヒ東方2001 3階レオポルト(広島市東区光町2-7-31 082-262-5111)

主催:ヒバク反対キャンペーン

9月1日(日) 午後3時～5時

松下さんのドイツ訪問話を聴く座談会

演題:脱原発へ動くドイツを訪ねて

講師:森と暮らすどんぐり倶楽部

代表 松下 照幸

場所:大阪市立市民交流センターなにわ 201号室

(大阪市浪速区浪速西1-3-10 電話:06-6568-0791

環状線「芦原橋」下車すぐ)

主催:若狭連帯行動ネットワーク クボ 072-939-5660



概要:深刻な放射能被害を受けた日本が「脱原発」に躊躇し、推進寄りだったメルケルが一気に方向を転換しました。なぜ日本は「脱原発」に向かえないのか。ドイツはなぜ「脱原発」を可能としたのか。私の関心は、地方経済にありました。「ドイツでは田舎に行けば行くほど経済に元気があるが、日本はその逆だ」というドイツ人教授の言葉が、私の背を押してくれました。若狭の仲間数人でチームを作り、4月9日から14日までドイツを視察しました。立地地域のあるべき姿を感じ取ることができました。ドイツ訪問先の写真もたくさん入れて話します。

「編集後記」

「フクシマでは、一人も死んでいない」と、のたまわる自民党のある議員。原発の再稼働をめざす反動化の動き。この国は一体どこへ進むのでしょうか。「過ちは二度と繰り返しません」の広島碑文が頭をよぎる。

下村博文文部科学相は7月24日、多数の機器の点検漏れが発覚した日本原子力研究開発機構の「もんじゅ」を視察し、もんじゅの存続をめざす動きを見せ始めました。運営管理に問題ありとして、民間の電力会社やメーカーの協力強化を明確に示したのです。点検漏れは、「本当に緊張感のない、国民の原子力に対する安全安心をことごとく裏切る象徴的な体制だ」と厳しく批判しつつ、研究開発機構という組織そのものを解体しなければならない時期に組織の延命を測ろうとしているのです。本当に情けない大臣です。

いつまで続けるのでしょうか。先の全く見えない原子力開発に多額の大切な国の税金を注ぎ込むのでしょうか。国が坂道を転げる さらに拍車をかけ 転げ落ちるこの様を。

きよ子